

# お知らせ

## （消費税増税に伴う料金変更について）

平成28年4月閣議決定された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（以下、改正消費税法）により、令和元年10月1日から消費税率が現行の8%から10%へ引き上げられることが正式に発表されました。

当院でも実費に係る消費税のご請求は、下記のようにになります。

令和元年9月30日までのお支払い 税抜き料金＋消費税率8%  
令和元年10月1日以降のお支払い 税抜き料金＋新消費税率10%

**また、一部項目については料金変更をさせていただきます。**

例えば・・・

- Q 入院中で入院期間が令和元年10月以降にまたがり、その期間に室料差額部屋に入室されていた場合の消費税
- A 令和元年9月30日までは消費税8%で計算し、令和元年10月1日以降に入室されていたものは消費税10%で計算となります。
- Q 令和元年9月以前の診療費用を令和元年10月以降にお支払される場合
- A 課税対象分（自費分）の計算は診療年月の税率で計算となります。
- Q 令和元年9月までに診断書等、文書を申込をしていたが、受け取りが令和元年10月以降になった場合の消費税
- A 書類の内容にもよりますが、出来上がりまで10日～14日程お時間を頂いております。お支払い時の消費税となりますので、令和元年10月1日以降になる場合は消費税10%で計算となります。

その他、ご不明な点がございましたら1階総合受付までお問合せ下さい。

対象の患者様には個別にご請求させていただきます。ご面倒をおかけいたしますが、改正消費税法に沿った適正な運用を行うため、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

# 重要なお知らせ

## 初診に関わる選定療養費の徴収について

### ● 選定療養費とは ●

医療施設はその規模や特質に応じて機能分担を目的に設けられた制度です。当院では急性期・専門医療が必要な患者様が、より早く治療や検査が受けられるように、また、外来の混雑緩和など、医療の合理化を図ることを目的としています。地域の医療機関との役割分担を推進することで、より良い医療の提供を目指しています。

**初診の際には「かかりつけ医の紹介状」をお持ち下さい。**

他の医療機関からの紹介状を持たずに初診を受けられる方、または、一定期間受診がなく（受診空白期間が3か月以上ある場合は、原則「初診」扱いとなります。）、初診として診療させて頂く方について**初診料とは別に負担して頂く「選定療養費」を頂く**ことといたしました。

### **初診時選定療養費**（令和元年10月1日より）

# 1,100円（税込み）

<初診に関わる「選定療養費」が不要な方>

- ・他の医療機関からの紹介状（診療情報提供書）をお持ちの方
- ・救急車で来院されるなど、緊急に受診されそのまま入院された方
- ・特定の疾患、障がい等で、各種、国の公費負担医療制度の受給者
- ・当院の別の診療科に通院中の場合
- ・健診（検診）等の結果により精密検査が必要となり受診される場合
- ・労働災害・公務災害・交通事故・自費診療の場合（保険証忘れによる場合を除く）

※その他、ご不明な点は受付の窓口職員にお尋ねください。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

東京品川病院